

令和 4 年 (2022 年) 8 月 4 日付け札幌市交通局告示第 251 号について、下記のとおり訂正告示する。

令和 4 年 8 月 17 日

札幌市交通事業管理者
交通局長 中田 雅幸

記

1 訂正する内容

告示書及び「令和 4 年度 自動販売機設置事業者募集案内書」(以下、「案内書」という。)受付期間及び入札日等を変更する。

また、案内書及び「物件一覧(令和 3 年度売上数量・売上金額入り)」(以下、「物件一覧」という。)について、一部内容を変更する。

2 訂正箇所

(1) 告示書

ア [4 応募申込手続き]

(1) 受付期間を、「令和 4 年 8 月 4 日(木)から令和 4 年 8 月 24 日(水)まで」から「令和 4 年 8 月 4 日(木)から令和 4 年 8 月 31 日(水)まで」に訂正する。

イ [5 入札書の提出場所等]

(2) 入札の日時及び場所を、「令和 4 年 9 月 5 日(月) 13 時 30 分から」から「令和 4 年 9 月 12 日(月) 13 時 30 分から」に変更する。

(2) 案内書

ア [1 募集する物件]

(7) 物件 2 No. 1 (東西線乗務庁舎 1 階) の販売品目を、「飲料(カップ)」から「飲料(ペットボトル・缶)」へ訂正する。

(4) (2) 貸付期間に、「※ 上記期間中に、各線乗務庁舎及び南北線乗務区分室は移転の予定があります」を追記する。

イ [仕様書(飲料用自動販売機 物件 2)]

(7) (3) 販売品目の「カップ飲料 コーヒー、ジュース、スープ類のカップ飲料とし、種類の販売は行わないこと。」の記載を削除する。

(4) (5) その他個別条件の「② 東西線乗務庁舎 1 階に設置するものはカップ自動販売機とすること。」の記載を削除する。併せて、「①」を削除する。

ウ [仕様書(飲料用自動販売機 物件 1~4 共通)]

8 費用負担の、「(2) 設置場所及び設置施設の点検並びに改修工事等がある場合、移設・復旧等に係る費用は、設置者において負担する。」を「(2) 設置場所及び設置施設の移転並びに改修工事等がある場合の移設・復旧等に係る費用は、設置者において負担する。」へ変更する。

上記のほか、受付期間及び入札日等の日時を別紙のとおり変更する。

(3) 物件一覧

物件2No.1（東西線乗務庁舎1階）の販売品目を、「飲料（カップ）」から「飲料（ペットボトル・缶）」へ訂正する。

3 契約担当部局

〒004-8555 札幌市厚別区大谷地東2丁目4番1号

札幌市交通局事業管理部総務課庶務係（電話 011-896-2708）